

一般社団法人岐阜県薬剤師会 入会のご案内

はじめに

岐阜県薬剤師会は、1890年（明治23年）6月に任意団体として発足した、歴史のある団体です。その後、1949年（昭和24年）7月、薬学の進歩発展、公衆衛生の普及向上などを目的として「社団法人岐阜県薬剤師会」を設立し、2012年（平成24年）4月、「一般社団法人岐阜県薬剤師会」として新たな活動を始めました。

会員は、岐阜県内に居住又は勤務する薬剤師をもって構成されており、薬局、病院、卸、行政、製薬、大学など幅広く活躍しています。

少子・高齢化社会を迎え、医薬品の安全に対する関心は高まり、医薬分業、保健・医療・福祉や病院・診療所・薬局の切れ目のないサービスの提供が求められるなど、薬剤師の果たす役割への期待も大きくなっており、また、薬学6年制への移行により、薬剤師教育の高度化も期待されています。

こうした期待に応えるため、岐阜県薬剤師会では、医薬分業の質的向上、医薬品情報の提供、薬剤師の資質向上などを目指して活動しております。私たち薬剤師が社会から高い評価を得られるためには、組織力の強化と団結が必要であります。

薬剤師の地位を守り、職能を十分に発揮し、県民の健康保持に寄与するため、私たちと一緒に活動しませんか。皆様のご入会を心からお待ちしております。

会員数

2,419名（令和5年3月8日現在）

主な事業

- 薬学及び薬業の進歩発展に関する事業
- 薬学を通じて医薬品の適正使用等医療貢献に関する事業
- 公衆衛生の普及指導に関する事業
- 薬事衛生の向上普及に関する事業
- 地域医療への貢献及び医療安全の確保に関する事業
- 災害時等の医薬品の確保・供給に関する事業
- 薬剤師職能の向上に関する事業
- 日本薬剤師会等との連携、協力及び支援に関する事業
- 機関誌及び薬事関係図書刊行に関する事業
- 会員の相互扶助、福祉増進に関する事業
- その他目的達成に必要な事業

入会後のサービスなど

〔研修会・講習会〕

- 学術関係、調剤報酬関係など、会員に限定して岐阜県薬剤師会が開催するテーマ別の研修会や講習会に参加できます。
- 日本薬剤師会学術大会、東海薬剤師学術大会に参加したり、発表（日本薬剤師会学術大会は、A・B会員のみ）ができます。

〔情報の提供〕

- 全会員に岐阜県薬剤師会発行の「薬友ぎふ」が、A・B会員には日本薬剤師会発行の「日本薬剤師会雑誌」が毎月送られます。
- 薬局等の開設者・管理薬剤師である会員には、日本薬剤師会から「日薬ニュース」等がFAXで送信されます。
- 岐阜県薬剤師会ホームページの会員専用ページで医薬品等に関する情報を見ることができます。
- 岐阜県薬剤師会の「ぎふ薬事情報センター（DI）」で医薬品等に関するご質問をお受けします。また、DI所蔵の書籍、雑誌等の閲覧ができます。
- 各種ビデオの貸し出し、パンフレット等の提供を受けることができます。

〔薬局等の認定〕

○岐阜県薬剤師会制定の「薬食同源サロン」の認定を受けることができます。

〔用紙の購入・書籍の斡旋〕

○薬局で使用するお薬手帳・用紙・帳票類や斡旋図書が会員価格で購入できます。

〔三岐薬剤師国民健康保険組合への加入〕

○薬局や医薬品販売業を営む方と家族・従業員の方が加入できます。加入は薬剤師会員であることが条件になります。

〔薬剤師賠償責任保険・共済事業（A・B会員のみ）〕

○調剤過誤等に対応する「薬剤師賠償責任保険」、不正アクセス等に対応する「サイバー保険」、その他「アンチ・ドーピング保険」、休業補償保険・長期休業補償保険、薬剤(商品)補償制度（日本薬剤師会制定）に加入できます。

○日本薬剤師会共済部（見舞金給付）への加入ができます。

入会手続き

岐阜県薬剤師会に正会員として入会するためには、地域薬剤師会（16地域）又は職域薬剤師会（卸、県行政、病診、大学）のいずれかに加入しなければなりません。入会手続きは、地域薬剤師会又は職域薬剤師会で行ってください。

賛助会員として入会する方は、直接、岐阜県薬剤師会事務局へお申し出ください。

会員区分

A 会員	薬局を開設する薬剤師 医薬品店舗販売業、医薬品製造業又は医薬品卸売販売業を営む薬剤師 薬局、医薬品店舗販売業、医薬品製造業又は医薬品卸売販売業の管理薬剤師 (自動的に日本薬剤師会の会員になります。)
B 会員	A会員以外の薬剤師で日本薬剤師会に加入する方
C 会員	A会員以外の薬剤師で日本薬剤師会に加入しない方
賛助会員	正会員資格のない方で、岐阜県薬剤師会の目的及び事業に賛助する個人又は団体

入会金及び会費

〔入会金〕

A 会員	100,000円
B 会員	5,000円
C 会員	5,000円

〔普通会費（年額）〕

区 分	A 会 員	B 会 員	C 会 員	賛 助 会 員
日本薬剤師会会費	18,000円	7,000円	—	—
岐阜県薬剤師会会費	25,500円	10,000円	6,500円	25,000円
合 計	43,500円	17,000円	6,500円	25,000円

〔特別会費〕

取扱い処方せん1枚当たり 4円（平成28年6月19日から施行）

※この他に、地域・職域薬剤師会では、独自の活動を行うために独自の入会金及び会費を徴収しておりますが、内容については、それぞれの会にお尋ねください。

問	一般社団法人岐阜県薬剤師会
合	〒500-8146 岐阜市九重町4-5
せ	TEL：058-260-8800 FAX：058-240-0500
先	E-mail：jimu@gifuyaku.or.jp